

# 専門実践教育訓練 給付金制度

社会人のための新しい支援制度！  
専門技術を基礎から学び、  
憧れのアパレル業界へ！

最大  
**90万円**  
給付



## YFDの専門実践教育訓練給付とは

雇用保険を受けている社会人の方で、  
ファッション業界を次のジョブステージにと考え、  
スキルアップや技術習得のためにYFDに入学し、  
受講修了した場合、YFDの受講費用の60%の  
給付を受けることが出来る給付制度です。

スキルアップを  
目指そう！



桜井学園

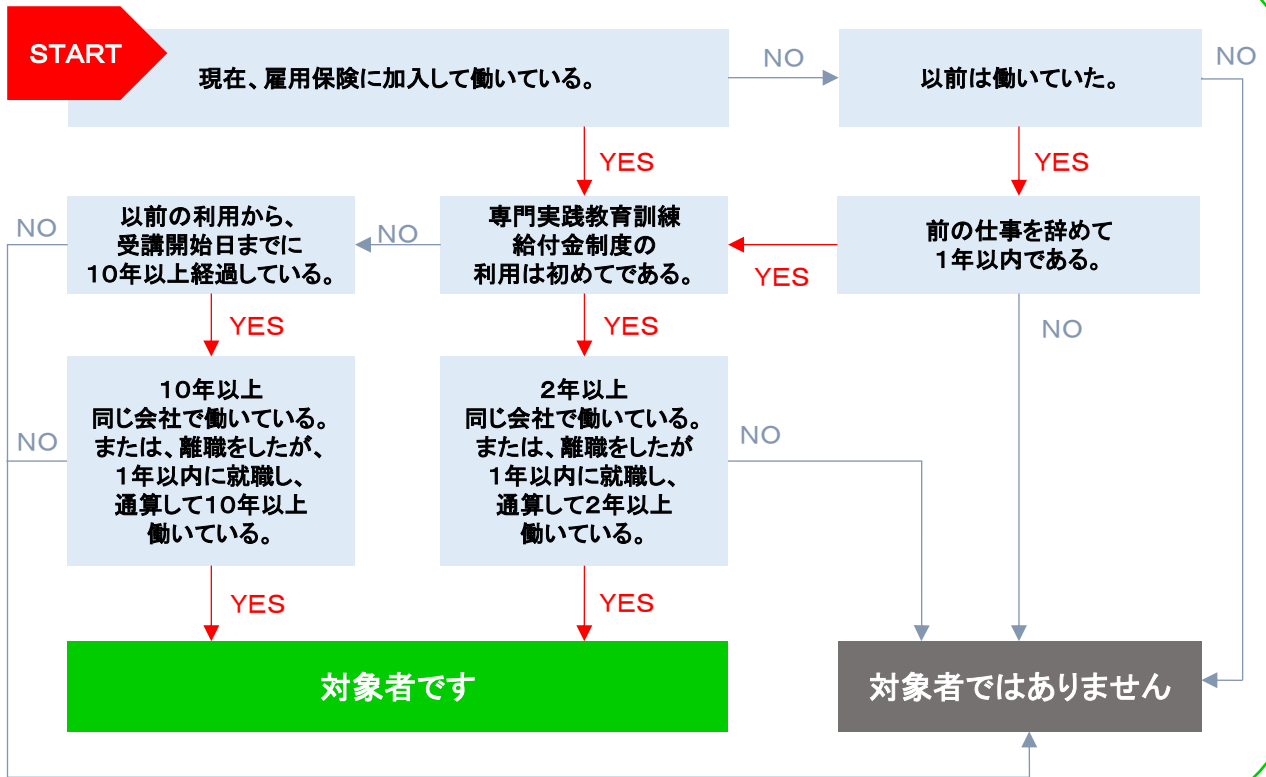
横浜ファッションデザイン専門学校

# 専門実践教育訓練給付金制度について

## 給付対象者

- ・初回受給の場合、YFDの入学日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
  - ・平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
  - ・平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日までの間に10年以上雇用保険被保険者期間を有している方（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日までに、前回の教育訓練給付金の需給から10年以上経過していない場合は、対象となりません。）
- ※給付条件などの詳細は、住民票所在地のハローワークまでお問い合わせください。

## 専門実践教育訓練給付金対象チェック



## 申請までのステップ

1

### YFDのオープンキャンパス参加

YFDのホームページから学校説明会や体験入学、個別相談会へ予約！  
アパレル業界についてや授業内容、卒業後の就職状況について詳しく確認しましょう！

2

### ハローワークで「支給要件照会」

支給申請の前に、受講開始予定日に受給資格があるかハローワークにて支給要件を確認しましょう！  
「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し運転免許所など本人確認できる書類と一緒にハローワークに提出します！

3

### YFDへ出願合格後、入学手続きへ

横浜ファッションデザイン専門学校に出願合格通知を受け取ったら入学手続きを行います！  
本制度の申請に必要な書類を受け取ります！

4

### 「訓練前キャリアコンサルティング」と「受験前申請」(入学1ヶ月前まで)

WEBまたはハローワーク窓口にてジョブカードを入手、記入の上、訓練前キャリアコンサルティングに参加。  
教育訓練給付金受給資格確認票等の書類をハローワークに提出します！

※在職中の方で雇用されている企業から訓練受講の承認が得られる場合は訓練前キャリアコンサルティングを受ける必要はありません。  
ハローワークに「事業主の証明書」を提出してください。

5

### ハローワークへ「支給申請」(入学から6ヶ月ごと)

受講前の手続きとは別に、受講中、および受講終了後ハローワークに教育訓練給付金の受給資格者証を提出し、支給申請手続きを行っていきます！